

環境省関係浄化槽法施行規則の一部を改正する 省令案に対する意見の募集について



浄化槽法の一部を改正する法律が2020年4月1日から施行されます。それに伴い環境省関係浄化槽法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見募集（パブリックコメント）が2019年11月27日から12月26日の間で行われました。

【改正の概要】

①特定既存単独処理浄化槽に対する措置

特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関しては、環境大臣が指針を定めることができる。

②浄化槽処理促進区域の指定

浄化槽処理促進区域の指定の公告は、位置及び区域について、市町村が定める方法で行う。

③公共浄化槽制度の創設

設置計画を定める際の同意手続き、市町村が管理しようとする既設私有浄化槽について、排水設備設置の承認について、使用開始の届出、接続廃止の届出について。

④使用の休止の届出の創設

使用休止・再開に関して、清掃・届出様式・保守点検に関する事項。

⑤浄化槽台帳整備

浄化槽台帳に記載すべき事項、台帳作成の委託について。

⑥協議会

都道府県及び市町村は、地域の実情に応じた協議会の組織構成に努めることとする。

⑦その他

条項ずれ等所要の改正を行う。

【今後のスケジュール(予定)】

2020年1月中旬 公布

2020年4月1日 施行

当社では、多くの排水項目の分析についても長年の実績があり、短納期・多検体での対応が可能です。ご不明な点等ありましたら、是非一度ご相談ください。

資料 2019年11月27日付

電子政府の総合窓口(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000194871>)を加工して作成

環境検査箇所 荒木琢也